

令和 3年 7月 1日

各 位

和歌山県民文化会館
館長 東川 智昭

イベント開催時におけるホール入場者数について

平素は、和歌山県民文化会館をご利用いただき誠にありがとうございます。
国及び県の方針により、感染防止対策と経済社会活動の両立を図るため、
イベント開催時におけるホール入場者数については下記制限を設けています。
ホールを利用してイベントを開催される皆様は、感染対策を十分行い、下
記に沿った対応を行ってください。
なお、当内容は、6月17日からの催物開催の目安とし、感染状況や新たな知見が得られる等の状況に応じ、通知内容を見直す場合があります。

記

1 和歌山県民文化会館 大・小ホール入場者数の制限内容

(1) 大声での歓声、声援等がないことを前提としたイベント

[クラシック音楽コンサート、演劇、舞踊、伝統芸能、式典等]

- 大ホール：2,000人（100%）以内
- 小ホール：328人（100%）以内

(2) 大声での歓声、声援等が想定されるイベント

[ロック、ポップコンサート等]

- 大ホール：1,000人（50%）以内
- 小ホール：164人（50%）以内

2 注意事項

(1) 全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるイベントの開催については、事前に県に届け出してください。

和歌山県新型コロナウイルス感染症対策本部 073-441-2261
HP : <https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/011900/d00207859.html>

- 事前相談にあたっては、「催物開催に係る事前相談」を必ずご確認ください。
- イベントの開催日から2週間前までに必要書類を下記宛先までメールにて送付してください。送付先アドレス：e0119001@pref.wakayama.lg.jp
※メールで送付できない場合は、FAX（073-422-2275）で送付をお願いします。

(2) 別紙「ホール利用者向け感染拡大予防ガイドライン」も遵守ください。

(3) 県内で感染拡大や催物におけるクラスターの発生があった場合は、入場者数の制限や施設利用を中止する場合がございます。

【問合せ】和歌山県民文化会館 [（一財）和歌山県文化振興財団ワカフ]
〒640-8269和歌山市小松原通1-1 TEL:073-436-1331 / FAX:073-436-1335

【別紙 1】

感染状況に応じたイベント開催制限等について（6／17～の取扱い）

	収容率※4	人数上限※4	営業時間 短縮
緊急事態措置区域	50%	5,000人	21時まで
まん延防止等 重点措置		(まん延防止等重点措置の都道府県) 5,000人	
緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置 解除後の 経過措置 (約 1か月)		5,000人 又は 収容定員50%以内 (≤10,000人) のいすれか大きい方 注：大規模施設の実証調査を実施。実証開始前10,000人 →実証時20,000人に緩和。	都道府県の 判断
その他都道府県※3		5,000人 又は 収容定員50%以内 のいすれか大きい方 なし	

※1 大声での歓声、声援等がないことを前提とする場合。この判断は、実態に照らして、個別具体的に判断。この場合、収容定員5,000人までの施設については、満席となることが可能となる。

※2 大声での歓声、声援等が想定される場合等。異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る。）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

※3 施設の使用制限は、収容率要件など、必要な感染防止策を働きかける（人数上限なし）。

※4 収容率と人数上限どちらか小さいほうを限度（両方の条件を満たす必要）。

ホール利用者(主催者)向け 感染拡大予防ガイドライン [R3.3.1更新]

ホールを利用して催しを行う方は、感染防止対策を徹底して行ってください。

- 1 余裕をもった開場時間、仕込時間を設定してください。
- 2 来場者への事前告知をお願いします。
マスク着用必須、接触や声援の禁止、体調不良者の入場制限など、注意事項の事前周知をお願いします。
- 3 物販等対面販売は、フェイスシールド着用や仮設シールドを設置してください。
- 4 来場者には、マスクの着用を徹底してください。
また、主催者は、来場者や関係者用の「予備マスク」も忘れずご用意ください。
- 5 手洗い、手指の除菌消毒を励行してください。
ホール入口には消毒液を設置していますが、集客規模に応じ、主催者側でも消毒液をご用意ください。
- 6 ホール入口の床には、ソーシャルディスタンスの表示をしています。
来場者には、最低1mの間隔を開けた整列をお願いしてください。
- 7 チケットもぎり・誘導係は、マスク、手袋、フェイスシールドを着用してください。
- 8 発熱や体調のすぐれない来場者がいた場合は、入場をお断りください。
- 9 公演中は、大声の発生、声援、激しい呼気を伴う動きをしないよう、開演前アナウンス等で注意喚起してください。
- 10 ロビー等では、対面での会話や飲食を回避するようご指示ください。
- 11 楽屋は、ドアや窓を開け、定期的な換気をしてください。
- 12 万一に備え、全出演者・関係者の連絡体制の整理もお願いいたします。
- 13 当面の間、客席の空調口では、風切り音が発生します。
ホール内の空気環境をより良くするため、高機能空調設備により、通常より、多くの新鮮な外気を取り込み、換気も同時に運転を行います。
- 14 全国公立文化施設協会「劇場、音楽堂等における感染拡大予防ガイドライン」も参照のうえ、十分な対策を行ったうえで開催してください。

今後、感染状況により、入場者数の上限に増減が生じる場合があります。

【問合せ】和歌山県民文化会館 [営業時間 8:45~21:30]

〒640-8269 和歌山市小松原通1丁目1番地 TEL:073-436-1331／FAX:073-436-1335

イベント開催時の必要な感染防止策①

【別紙3】

(1) 徹底した感染防止等（収容率50%を超える催物を開催するための前提）

- ① マスク常時着用の
　　・マスク着用状況を確認し、個別に注意等を行い、マスクの常時着用を求める
　　*マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布・販売を行い、マスク100%を担保
- ② 大声を出さないこと
　　・大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの
　　*隣席の者との日常会話程度は可（マスクの着用が前提）
　　*演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保（最低2m）

(2) 基本的な感染防止等

- ③ ①～②の奨励
　　・①～②は、イベントの性質に応じて可能な限り実行（ガイドラインで定める）
　　*マスク着用状況が確認でき、着用していない場合は個別に注意等を行うこと
　　*大声を出す者がいた場合等、個別に注意等を行うこと（例：スポーツイベント等ではラッパ等の鳴り物を禁止すること等）
- ④ 手洗
　　・こまめな手洗の奨励
- ⑤ 消毒
　　・主催者側による施設内（出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所等）のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒
- ⑥ 換気
　　・法令等を遵守した空調設備の設置、こまめな換気
- ⑦ 密集の回避
　　・入退場時の密集回避（時間差入退場等）、待合場所等の密集回避
　　*必要に応じ、人員の配置、導線の確保等の体制を構築するとともに、入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、収容人数を制限
- ⑧ 身体的距離の確保
　　・大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離の確保。具体的には、同一の観客グループ間（5名以内に限る。）では座席を空けず、グループ間は1席（立席の場合1m）空ける。
 - ・演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保
 - ・混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔（最低限人と人が触れ合わない程度の間隔）

イベント開催時の必要な感染防止策②

(2) 基本的な感染防止等（続き）

- ⑨ 飲食の制限
- 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限
 - 休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底
 - 過度な飲酒の自粛
 - 食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、収容率が50%を超える場合、飲食可能エリア以外（例：観客席等）は原則自粛。
(発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保、会話が想定される場合の飲食禁止、十分な換気等、一定要件を満たす場合に限り、食事可。)
- ⑩ 参加者の制限
- 入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置
 - *ただし、発熱者・有症状者の入場は断る等のルールをイベント開催前に明確に規定し、当該規定を十分周知している場合は払い戻し不要。
- ⑪ 参加者の把握
- 可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握
 - 接觸確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの奨励
 - *アプリのQRコードを入口に掲示すること等による具体的な促進措置の導入
- ⑫ 演者の行動管理
- 有症状者は出演・練習を控える
 - 演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接觸しないよう確実な措置を講じることとともに、接觸が防止められないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる
 - 合唱等、声を発出する演者間での感染リスクへの対処
- ⑬ 催物前後の行動管理
- イベント前後の感染防止の注意喚起
 - *可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進
- ⑭ ガイドライン遵守の旨の公表

(3) イベント開催の共通の前提

- ⑮ 入退場やエリア内の行動管理
- ・広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討
 - *来場者の区画を限定、管理した花火大会などは可。具体的には、①身体的距離の確保、②密集の回避、③飲食制限、④大声禁止、⑤催物前の行動管理、⑥連絡先の把握等を担保することが求められる。
- ⑯ 地域の感染状況に応じた対応
- ・大規模イベントは、事前に収容率制限等も含めて都道府県と相談
 - ・地域の感染状況の変化があつた場合は柔軟に対応
- *上記のうち、基本的な感染防止等が徹底されていない場合、従来の目安（人数上限5,000人又は収容率要件50%のいづれか小さいほう）を原則として、各都道府県が個別のイベント開催について適切に判断すること。